

令和7年度

＼ 離島・過疎地域におけるEV導入推進事業補助金 ／



沖縄県内の離島・過疎地域を運行する電気自動車及び
プラグインハイブリッド車（以下「電気自動車等」という）への転換を促すことにより
化石燃料を中心とする社会からクリーンエネルギーを中心とする社会への移行を促進するため
電気自動車等及び電気自動車等と合わせて設置する充電設備又はV2Hの購入経費の一部を助成します

申請期間

第1期：2025年9月16日（火）～2026年1月16日（金）

第2期：2026年2月2日（月）～2026年2月27日（金）

※申請期間内であっても、補助金交付予定額が満額に達した時点で受付は終了いたします。

補助対象者

- ① 離島・過疎地域^{※1}に事業所等を有している個人事業主又は法人^{※2}
- ② 離島・過疎地域に住民登録をしている個人。

※1 離島・過疎地域

沖縄島は、国頭村、大宜味村、東村、本部町、南城市の一部（旧知念村区域及び久高島）、うるま市の一部（津堅島）が対象となります。
沖縄島以外は、すべての市町村が対象です。

※2 国、地方公共団体、地方公営企業、独立行政法人を除きます。

※ 「小規模離島・過疎地域」からの申請を優先して交付決定いたします。

下記地域については、2026年1月16日時点で予算に余力がある場合、受付順に交付の可否を決定・通知いたします。
宮古島、下地島、伊良部島、池間島、来間島、石垣島

補助対象

- ① 電気自動車等（令和7年4月1日以降に初度登録された電気自動車及びプラグインハイブリッド車）
- ② 充電設備（急速充電設備、普通充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド）
- ③ V2H

※ ②又は③は、①に併せて購入・設置する場合に限り申請することができます。

補助対象額（上限）

- ① 電気自動車等：15万円（県内で製造された車両は25万円）
- ② 充電設備：5万円
- ③ V2H：15万円

※ ただし、①～③それぞれの本体価格（税別）を補助上限とします。工事費用は補助の対象外です。
本体価格に値引き等がある場合は、それを差し引いた補助額になります。

補助金に関する相談窓口

沖縄県環境科学センター「EV補助金相談係」
（担当：アカミネ・トウマ）

平日9:00～12:00／13:00～17:00

※土・日・祝祭日を除く

TEL: 098-875-5208 FAX: 098-875-1943

MAIL: ev-soudan@okikanka.or.jp

申請書の提出先

沖縄県 環境部 環境再生課

（担当：環境対策班）

住所：沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

TEL: 098-866-2064 FAX: 098-866-2497

MAIL: aa021100@pref.okinawa.lg.jp

その他、詳しい要件の確認
資料のダウンロードはコチラ



沖縄県 環境部 環境再生課